

福岡市要保護児童支援地域協議会における
ヤングケアラーへの支援について

令和3年6月

福岡市こども未来局こども家庭課

目次

I ヤングケアラーの早期発見と支援	1
1. ヤングケアラーとは	1
2. ヤングケアラーへの支援の必要性	1
3. 多様な視点からのヤングケアラーの把握.....	2
4. ヤングケアラーへの支援における要保護児童支援地域協議会の役割.....	3
5. ヤングケアラー支援における留意点	3
(1)「ヤングケアラー」であることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応.....	3
(2)ケアを担っていることを否定しない	3
(3)ヤングケアラーであることを公にして欲しくないケースに対する配慮	3
(4)子どもに対するメンタル面のサポートが必要.....	4
(5)子ども自身を必要な支援につなぐことも必要	4
(6)「家族調整」が必要	4
II 「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートについて	5
1. アセスメントの流れ.....	5
(1)本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか	5
(2)家族の状況	5
(3)ヤングケアラーである子どもの状況.....	6
2. アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討	6
3. 要保護児童支援地域協議会における対応.....	7
III 「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート	8

(参考)厚生労働省:令和2年3月「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」

I ヤングケアラーの早期発見と支援

1. ヤングケアラーとは

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子ども、と定義されています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気がかりをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

2. ヤングケアラーへの支援の必要性

子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子ども達との関係性をつくっていくなどの「育つ権利」などのさまざまな権利があります。そして、これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。

「ヤングケアラー」の子ども達は、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。

3. 多様な視点からのヤングケアラーの把握

●学校

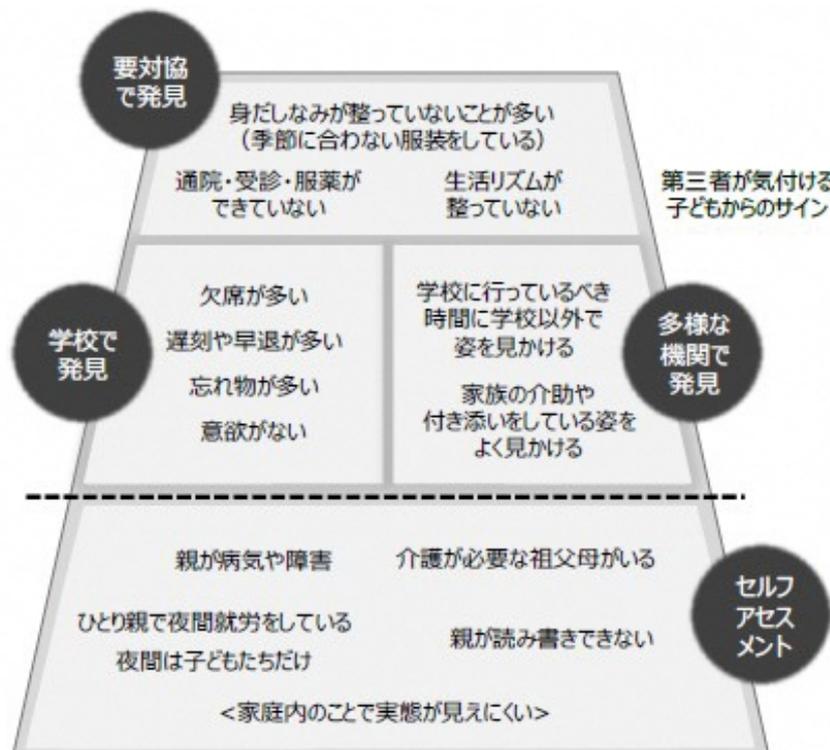
「学校」は、子どもが多く時間を過ごす場であり、子どもの様子がよくわかります。「学校にいけていない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」など、子どもが本来やるべきこと、やれていなくてはいけないことが「できていない」というサインが分かりやすく確認できる場です。また、子どもにとって「相談しやすい身近な大人」がいるかもしれません。

そのため、学校は、ヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所であり、ヤングケアラーの早期発見において、学校の協力は欠かせません。

●福祉サービス、医療機関、自立相談支援機関など

子どもの親の中には、精神疾患を持っていて、精神科の医療機関や障がい福祉の機関等に通院等を行っているケースがあります。また、祖父母の介護をしているなどで、地域包括支援センターやケアマネージャーと関わりがあるケースもあります。

【多様な視点からヤングケアラーを把握する】



4. ヤングケアラーへの支援における要保護児童支援地域協議会の役割

ヤングケアラーへの支援においては、「ヤングケアラーであることを発見すること」と「子どもの状況や意向に応じた支援に結び付けていくこと」の2つをセットで考えていくことが重要です。そして、その2つのプロセスともに、学校や福祉・医療サービス、行政機関等の関係機関との連携・協力が必要となります。

要保護児童支援地域協議会は、児童福祉に関する機関だけでなく、多様な機関で構成されており、所管を超えた連携を行うための組織体です。そのため、要保護児童支援地域協議会においてヤングケアラーに対するアセスメントや援助方針等が検討されることは、多様な機関による支援に円滑につながりやすいだけでなく、それらの機関においてヤングケアラーという概念が認知されることで、ヤングケアラーの早期発見にもつながっていくと考えられます。

5. ヤングケアラー支援における留意点

(1) ヤングケアラーであることを子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応

ヤングケアラーへの支援の難しさの一つが、「支援が必要な状況であること」を子ども自身や保護者等が認識していないケースが多いことです。

まずは、「ヤングケアラー」という概念、子どもとして守られる権利があること、そしてその本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている状況であることなどを丁寧に説明し、子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。

また、支援者の、ヤングケアラーにさせている親や家族への否定的な感情や態度により、親や家族を追い込むような非難、支援をすることで子ども自身を苦しめることのないよう、「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう十分留意してください。

(2) ケアを担っていることを否定しない

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たり前だと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合もあります。

そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めたくて、「いつでも助けを求めていい」ということや、「自分の人生を生きてもいい」ということをしっかりと伝え、他の選択肢もあることを示すことが重要です。

(3) ヤングケアラーであることを公にして欲しくないケースに対する配慮

支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受ける」ことに対する抵抗感があったり、「支援を受けている」ことを恥ずかしいと思う子どももいます。また、ヤングケアラーの場合には、「支援が必要な家族がいる」「支援を受けなくてはいけない家庭状況である」ということを周囲に知られたくない子どももいます。

ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見をもたれないようにするために十分に配慮した対応が必要です。

また、ヤングケアラー自身が相談したことを、家族に知られたくないという場合もあります。ヤングケアラーからの相談を受けて対応する際には、その点も留意する必要があります。

(4) 子どもに対するメンタル面のサポートが必要

ヤングケアラーである子どもたちは、支援を受けることにより、子どもとしての権利が守られるようになる一方で、ケアから解放されたり、ケアを軽減されたりすることに対する罪悪感を抱くことも多く、メンタル面でのサポートも重要になります。

また、ケア対象者のケアが必要でなくなった後、その喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまう人もいます。ヤングケアラーがケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言をしたりしてくれる存在が重要です。

(5) 子ども自身を必要な支援につなぐことも必要

メンタル面以外においても、子ども自身に対する支援が必要である場合には、子どもが適切な支援を受けられる環境につないでいくことが必要です。

(6) 「家族調整」が必要

ヤングケアラーが発生している家庭は、ヤングケアラーがいてバランスが取れている状態となっているため、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっています。そのため、ヤングケアラーへの支援においては、その家族システムの調整が必要となります。

しかし、ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースもあり、家族に対する直接的なアプローチが難しい場合もあります。また、ヤングケアラーが担っているケアを、「サービス」につなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要となります。

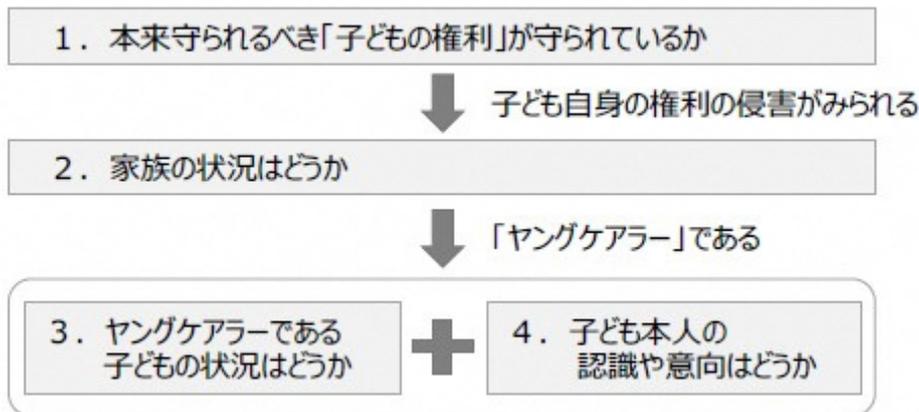
ヤングケアラーである子どもを孤立させないよう、守りながら、一方で、家族調整をどう行っていくか、慎重な検討と対応が求められます。

Ⅱ 「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートについて

1. アセスメントの流れ

アセスメントは次の4つの視点で順に確認していきます。

【アセスメントの流れ】



(1) 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか

→ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見

守られるべき子どもの権利として、「①健康に生きる権利」「②教育を受ける権利」「③子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかを確認します。

該当する項目がある場合は、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもの家庭の状況を確認してください。「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。

(2) 家族の状況 →「ヤングケアラー」かの確認

(1)において、子ども自身の権利の侵害がみられる場合には、「①家族構成(同居している家族)」「②サポートが必要な家族の有無とその状況」「③子どもが行っている家族等へのサポートの内容」の3点について確認し、ヤングケアラーかどうかを判断します。

なお、②において、サポートが必要な家族が「特にいない」、③において、子どもが行っている家族等へのサポートの内容が「特にしていない」という場合には、「ヤングケアラー」とはいえませんが、子どもの権利侵害がみられる場合には、その要因を確認し、必要な支援につなげることが必要です。

(3) ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実績を確認

「ヤングケアラーである」ことが確認された場合には、どのような支援が必要かを検討するために、「①子どもがサポートしている相手」と「②子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認します。子どもがそれほど責任の重くないサポートを行っている場合でも、サポートする時間の長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることがあります。

また、公的サービスの利用が必要か、どの程度必要かなどを検討するために、「③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか」で、家庭内において、家事や家族の世話を担える人が他にいないか、担う内容を増やせる余地があるかを確認します。

(4) 子ども本人の認識や意向はどうか → 子ども自身がどう思っているか

ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら、支援につなげていくことが重要です。

子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から子ども自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのか等を把握します。

また、メンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう、「②家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」「③子ども本人が相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」確認してください。

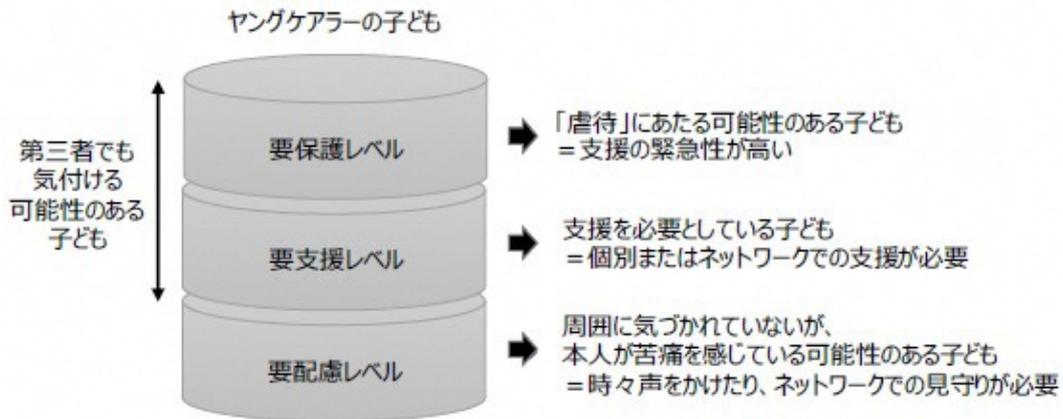
2. アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

アセスメントの結果、子どもの権利侵害が見られる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。

子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や、子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。

また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があるります。

【支援の必要性・緊急性の判断】



ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」です。そのため、子どもが担っている家事や家族の世話を代わりにやってくれる大人やサービスにつなげ、子どもが不適切なケアを担うことを防止し、家事や家族の世話を行っている時間を減らす、ことが主な選択肢の一つになります。

つまり、ヤングケアラーの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではありませんが、「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった高齢福祉や障がい福祉などのサービスに繋いでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠です。支援の方針を確認し、具体的な支援計画の作成はこれらの機関を含めた体制で実施することが重要です。

3. 要保護児童支援地域協議会における対応

要保護児童支援地域協議会の関係機関において、関わりのある児童がヤングケアラーである可能性があると感じた場合には、本アセスメントシート等を用いてアセスメントを実施し、個別またはネットワークでの支援が必要と思われる児童について、各区の子育て支援課（要保護児童支援地域協議会の調整機関）へ情報提供をお願いします。

各区子育て支援課においては、関係機関が実施したアセスメントを参考に、さらに情報収集の上、再アセスメントを実施し、必要な支援を行います。

※「虐待」にあたる場合は、児童虐待としての対応を行います。

